

## 「史蹟指導標」の碑文からみた史蹟顕彰活動の思想的多様性

岸本 洋一

### はじめに 一問題の所在一

「史蹟指導標」<sup>1</sup>（以下、指導標と表記）（図 1）とは、鎌倉の史蹟について詳しく解説した碑文が刻まれた石碑のことで、主に大正から昭和戦前期にかけて鎌倉町青年会、鎌倉町青年団といった地元の青年団体により造立された 80 基におよぶ史蹟顕彰碑<sup>2</sup>である。筆者は、この指導標を研究対象として取り上げ、その歴史資料としての評価を進めるとともに、指導標を通して近代鎌倉の歴史顕彰活動について明らかにする研究に取り組んでいる。

しかし、これまで指導標に対して、その歴史的意義を明らかにする十分な分析・考察は残念ながら行われてこなかった。そこで、筆者は指導標が造立された経緯や建碑の目的について、その主体となった鎌倉青年団の史料を通して論考にまとめた<sup>3</sup>。くわえて別稿<sup>4</sup>において、指導標に刻まれた碑文の内容を整理し、近世の地誌の一つである『新編鎌倉志』<sup>5</sup>が撰文の作成に大きな影響を与えていることを、計量的な分析を通して実証的に明らかにした。

とくに碑文内容に対する分析では、『新編鎌倉志』の記述内容との対照作業の結果、題額では 80 基中 74 基に、碑文では 80 基中 76 基において『新編鎌倉志』を参照した可能性を示す記述が認められることが明らかとなった。

くわえて、指導標ごとに碑文の文章と『新編鎌倉志』の記述とが一致する文字数を集計し、碑文全体に占める『新編鎌倉志』の割合について、「一致度」を算出した。その結果、「一致度」に多寡が認められるものの、基本的には『新編鎌倉志』を参照して碑文が作成されていることが示唆される一方で、全 80 基<sup>6</sup>の一致度は平均して 50.3%という結果となった。

すなわち、碑文作成にあたり参照した史料は『新編鎌倉志』であると評価できるものの、関係性が認められない箇所については、いかなる史料等を参照し、作成されたのか、疑問が生じる。勿論、建碑者の「思い」を綴ったと思われる、詩的、情緒的表現もみられるが、すべての部分が何ら典拠を参照していない記述であるとは限らない<sup>7</sup>。

たとえば、「北條執権邸舊蹟」（No.9、以下（表 1）記載の指導標を個々に例示する際は、「題額名」と No.のみを記載する）をみると、その碑文に刻まれた田楽についての逸話は、『新編鎌倉志』には記載がなく、『太平記』に類似する記述が存在している点を拙稿では以前指摘した<sup>8</sup>。この「北條執権邸舊蹟」以外にも、そうした碑文作成の事例がある可能性は、大いに想定される。

そこで、本稿では、『新編鎌倉志』以外の史料を典拠とする事例を見出すことで、指導標における碑文作成の具体的な実態に迫りたい。そのうえで、詳細な碑文内容の分析を通して、建碑者たる青年団員たちが、何を顕彰しようとしたのか、その背景にどのような動機を含んでいたのか明らかにしたい。

### 第 1 章 『新編鎌倉志』を典拠としない指導標

#### 第 1 節 指導標の碑文と『吾妻鏡』、『太平記』との対照分析

本章では、『新編鎌倉志』を典拠としない碑文の箇所について、典拠の文献を明らかにしていく。分析に入る前にあらためて指導標の碑文の形態を簡単に整理しておきたい。指導標は、台座込みで平均 203.1 cm ほどの石碑で、上部に題額（対象となる史蹟名が記される）が長方形の枠内に記され、その下に、平均 136 文字ほどの碑文が、縦書き読み下し文の形式で刻まれている。（図 1）

先述したように、筆者はすでに指導標の碑文と『新編鎌倉志』の掲載文との一致度を検討しており<sup>9</sup>、文末の造立年と団体名を除き、文言や言い回しが一致するかどうかに加え、意味・内容が一致する文章も含めて文字数を集計し、碑文の総文字数に占める割合を百分率で算出した。（表 1）

本稿においても、この拙稿で行なった対照作業と同様の手順を用いて、『新編鎌倉志』を典拠としない箇所について、他の文献との対照作業を行う。先述の指導標「北條執権邸舊蹟」（No.9）では、『太平記』からの直接の典拠が認められたが、他にも「畠山重保邸跡」（No.20）と「問注所舊蹟」（No.4）については、『吾妻鏡』を直接参照していることを確認している<sup>10</sup>。こうした拙稿における知見を踏まえ、まずは『吾妻鏡』と『太平記』との対照作業を進めるものとした。

なお、『新編鎌倉志』の参照が認められた碑文には、その内容として、『吾妻鏡』を孫引きのうえ引用していると推測される碑文が 35 基、『太平記』の孫引きと推測される碑文が 11 基ある（表 1◇□表記）。そもそも『新編鎌倉志』には、119 冊もの典拠

となる文献の一覧が添えられているが<sup>11</sup>、なかでも『吾妻鏡』、『太平記』を典拠とする項目は群を抜いていた。

こうした『吾妻鏡』や『太平記』の参照方法について、『新編鎌倉志』による鎌倉所在の名所の固定化を指摘する原淳一郎は、「かかる場合は、『吾妻鏡』、『太平記』の知識は『新編鎌倉志』から断片的に得ていた可能性さえ考え得る。」と述べる<sup>12</sup>。これは指導標の場合も同様であり、『新編鎌倉志』を典拠している箇所については、さらに典拠元を確認のうえ碑文を作成しているのかどうかは甚だ疑わしい。しかし、その実証については碑文のみでは不可能であるため、本稿では、あくまで『新編鎌倉志』との一致度を優先し、そのうえで、一致していない箇所について具体的な検討を加え参照元の特定とその実態を明らかにしていきたい。

ここで、先述の「畠山重保邸趾」(No.20) (表 2) を例に、『吾妻鏡』との一致度の実際の算出手順を説明する。最初に、センテンスごとに一致の有無を評価する(表2)。本事例は拙稿において、すでに70文字は『新編鎌倉志』を典拠とした「記載有」として評価しているため、残り96文字について検討を加えた。

まず「嘗テ北條時政ノ婿平賀朝雅ト忿争ス」の一文は、『吾妻鑑卷十八』元久元年十一月廿日条に「於武藏前司朝雅六角東洞院第。酒宴之間。亭主與畠山六郎。有諍論之儀。」とあり、重保誅殺の前年に京において、酒宴の亭主であった朝雅と畠山六郎が口論した逸話が記されている。「嘗て」については、『吾妻鑑』記載の年号から過去の逸話と分かるため、「平賀朝雅ト忿争ス」と合わせて10文字を『吾妻鑑』の「記載有」と評価した。

つぎに「朝雅其ノ餘怨ヲ蓄ヘ重保父子ヲ時政ニ讒ス」の一文は、『吾妻鑑卷十八』元久二年六月廿二日条に「牧御方請朝雅去年爲畠山六郎被悪口。讒訴被薙胸之。」とあることから、『吾妻鑑』に見える牧御方との記述、重保の父重忠の記述がない点などを踏まえ、「父子」と「時政ニ」を「記載無」と評価、また「其ノ餘怨ヲ蓄ヘ」も『吾妻鑑』には記述はなく、7文字を『吾妻鑑』の「記載有」と評価した。

そして、「時政モト重忠ガ頼朝ノ薨後其ノ遺言ニ依リ頼家ヲ保護スルヲ見テ」の一文は、『吾妻鑑卷十八』元久二年六月廿二日条に「重忠治承四年以來。専忠直間。右大將軍依鑒其志給。可奉護後胤之旨。遣慇懃御詞者也。」と、頼朝が重忠に子孫を守るように言葉を残したことが記されているため、「重忠ガ頼朝」の5文字と「其ノ遺言ニ依リ頼家ヲ保護ス

ル」14文字を『吾妻鑑』の「記載有」と評価、最終的に、合計36文字を『吾妻鏡』からの直接参照とし、その一致度は碑文168文字のうちの21.4%と算出した(表2)。

以上の方法で対照した結果、『吾妻鏡』は22基(表1◆で表記)、『太平記』は9基(表1■で表記)の直接引用が認められ、その一致度の平均は、『吾妻鏡』が5.9%、『太平記』が2.1%という結果を得ることができた(表1)。

## 第2節 指導標の碑文と『新編相模国風土記稿』との対照分析

さらに『新編鎌倉志』以外の地誌と対照作業を進めていきたい。鎌倉の著名な地誌といえば、文政12(1829)年成立の『鎌倉攬勝考』<sup>13</sup>がまず挙げられるが、原が評価しているように、編者の植田孟縉は『新編鎌倉志』の増補版を目指したものと推測され、その内容の大半を『新編鎌倉志』に依拠しているものと考えられる<sup>14</sup>。

つぎに著名なものとしては、天保12(1841)年に刊行された昌平坂学問所の編纂による公的な地誌である『新編相模国風土記稿』<sup>15</sup>が挙げられる。

『新編相模国風土記稿』は、相模国の各郡各庄各村別に地誌をまとめたもので、鎌倉郡は卷之六十九から卷之百六まで、三十八巻を要し詳細に記されている。ここまで『新編鎌倉志』、『吾妻鑑』、『太平記』との一致を見出せなかった碑文の箇所についても、この対照作業を進めることで、さらに理解を深めることができるものと考えられる。

なお、本稿における対照分析の作業に使用した文献については、指導標が造立された年代に使用できた史料であることを前提としており、『新編鎌倉志』と『新編相模国風土記稿』については、戦前に刊行された『大日本地誌大系』<sup>16</sup>を、『吾妻鏡』と『太平記』についても戦前に刊行された翻刻史料<sup>17</sup>を用いて対照作業を行った。

ここで「和賀江島」(No.25) (表2) を例に、『新編相模国風土記稿』との一致度を説明したい。拙稿では碑文125文字のうち43文字を『新編鎌倉志』を参照したものと評価している。まず碑文のうち「平盛綱之ヲ督シテ七月十五日起工」の箇所については、『吾妻鑑 卷二十八』貞永元年七月十五日条「今日。築始和賀江島。平三郎左衛門尉盛綱行向云々」の記述が対応しているものと考えられ、『新編鎌倉志』を参照し「記載有」として評価した「七月」の文言を除く13文字については『吾妻鑑』からの直接引用であるものと評価した。そして、残り71文字に

ついでさらに『新編相模国風土記稿』の記述との対照をおこなった。

まず「和賀トハ今ノ材木座ノ古名ニシテ」は、『新編相模国風土記稿卷之九十五 鎌倉郡卷之二十七』の「材木座」の項にある、「和賀と見えたるは即此地の古名なり、〈中略〉故に往年材木座の名は負はせしなり」の記述が対応するものと考えられる。そこで「今ハ」を除く 13 文字を同一内容として評価した。つぎに「此ノ地住昔筏木運湊ノ港タリシヨリ」の部分は、同じく「材木座」の項に「当時木料の港たり、〈中略〉此港に筏木を運湊す」とあり、全 13 文字を「記載有」と評価した。

他方、「ヤガテ今ノ名ヲ負フニ至レルナリ」は、同じく「材木座」の項で既出の「故に往年材木座の名は負はせしなり」の記述が対応するものと考え、「ヤガテ」以外の 12 字を「記載有」と評価した。さらに「和賀江島ハ其ノ和賀ノ港口ヲ扼スル築堤ヲ言ヒ」のうち既に『新編鎌倉志』との一致が確認されている「和賀江島ハ」と「築堤ヲ言ヒ」を除いた部分のうち「其ノ和賀ノ港口」7 文字は、「材木座」の項の「其和賀の津口」と一致しているものと評価した。以上の結果、合計 45 文字を『新編相模国風土記稿』からの直接引用とし、その一致度は碑文 125 文字のうちの 36.0%と算出した(表 2)。

以上のような方法をもとに『新編相模国風土記稿』と全指導標の碑文について対照を行い、38 基の指導標の碑文と『新編相模国風土記稿』の文章との間で一致を確認した結果(表 1▲で表記)、その一致度の平均は 12.4%であった。このなかには、以前、拙稿において取り上げた『新編鎌倉志』と関連しない 4 基のうちの 1 基として「下馬」(No.65)も含まれている<sup>18</sup>。

さらに、指導標ごとにその典拠の詳細な調査を行うなかで、あらたに 4 基の碑文について、別の文献との間で内容の一致が判明し(表 1「その他の典拠文献」参照)、最終的に『新編鎌倉志』以外の典拠を用いた碑文は、全基の平均で 22.5%となった。なお、指導標別に文献ごとに、その文字数を(図 2)に整理した。

### 第 3 節 指導標の碑文にみる文献典拠の多様性

このように可視化を図ることで、『新編鎌倉志』の内容のみを参照し、構成されている碑文だけでなく、『吾妻鏡』を直接引用したと認められる碑文や、『新編相模国風土記稿』の記述が大部分を占めている碑文、そして複数の文献の参照が認められる碑文など、多様な様相がみえてきた。もし、建碑手順や

顕彰意図が共通ならば、その出典文献も基本的には限定されてくるものと想定されるが、このように多様な史料を参照するといった様相を示したことは、顕彰動機の違いを示している可能性も考えられる。

ここで先述の『新編鎌倉志』の影響が認められない 4 基<sup>19</sup>について、その建碑の意図や背景を検討し、その意味についてさらに理解を深めてみたい。そこで、次章ではまず「大江廣元邸址」(No.27)、「日蓮聖人辻説法之趾」(No.60)、「下馬」(No.65)を取り上げ、その顕彰意図を明らかにしていきたい。

## 第 2 章 指導標の典拠の多様性とその意味

### 第 1 節 指導標「大江廣元邸址」の事例からみえる毛利氏の顕彰とその思想的背景

「大江廣元邸址」(No.27)の碑文(史料 1)について、さっそく検討を進めていきたい。まず題額として記された屋敷に関わる記述が碑文には一切みられない。そして、広元の子孫である毛利氏の顕彰が碑文内容の中心を占めている点は極めて特殊であり、その意図について筆者は、明治政府の中枢にいる長州藩閥の活動を背景としたものである点に言及した<sup>20</sup>。

そもそも幕末に長州藩の家老格として敏腕をふるった村田清風によって、藩主遠祖の顕彰活動が行なわれ、文政 3(1820)年には、鎌倉の頼朝の墓所近くに「大江広元・毛利季光両廟」を創出するなど、藩を挙げて遠祖顕彰には熱心であった<sup>21</sup>。この遠祖顕彰と言う行為は、十九世紀を通じて、大名だけでなく地域の名望家まで含めた「祖先への回帰」による自己の規定という顕彰行為の潮流とも密接なつながりを持つものといえる<sup>22</sup>。

この指導標の近くの山上には、『鎌倉市史 考古編』に「この塔を大江広元墓とも伝える」と解釈された「十二所層塔」がある<sup>23</sup>。そこでは、「江戸時代末、役人からこの塔について調査方依頼があった時、後のわずらわしさを考えて、村民協議の末、塔の上部を谷につき落とし、現存しないとかいとうした」と評価している。『鎌倉史跡事典』では、「大江広元墓」があるので、幕末の頃、長州藩士が藩祖広元の邸を、このあたりと考えたらしい」と解釈している<sup>24</sup>。

広元邸の記述は、『吾妻鏡』にも幾たびも登場し、さらに『新編相模国風土記稿』にも「大膳大夫廣元亭蹟」の項目において、「御所近邊」との記述が認められる<sup>25</sup>。くわえて、他の指導標の例にならうならば、『新編鎌倉志』に記載がなくとも、『吾妻鏡』や『新編相模国風土記稿』を参照し、碑文を作成することは、十分に可能であったはずである。

そうした方法を取らず、敢えて長州藩関係者の幕

末の調査結果に則って造立場所を決定し、碑文にも大江旧邸という屋敷の位置づけを省いたということは、毛利家の顕彰のみを目的として造立された可能性が極めて高いものと推測される。さらに、碑文には、「而シテ因縁奇シクモ此ノ幕府創業ノ元勳ガ七百年後ノ末裔ハ王政復古ニ倡首タリ」（史料1）と、大江広元の末裔である毛利氏が、王政復古の立役者となった点を賞賛している。

以上の点を踏まえるなら、「大江廣元邸址」（No.27）の指導標は、鎌倉幕府の御家人の顕彰ではなく、王政復古や明治政府の樹立に貢献した長州藩毛利氏の顕彰という意図を前提とした建碑であると考えられることも可能である。

## 第2節 指導標にみる日蓮主義の影響

次に指導標「下馬」（No.65）と「日蓮聖人辻説法之趾」（No.60）について考察を試みたい。これらの建碑については、拙稿において日蓮主義とのかかわりに言及した<sup>26</sup>。例えば「下馬」（No.65）（表2）の碑文は、他の3基と同様に『新編鎌倉志』に碑文内容にかかわる記述はなく、碑文の冒頭に八幡宮に詣でる武者がこの場所で馬を下りるという下馬本来の意味が記されるものの、半ばより史蹟とは関わりのない日蓮の八幡宮遙拝についての逸話が續いている。

実は『新編相模国風土記稿』の「下馬橋」の項<sup>27</sup>には、「文永八年九月日蓮捕らわれて鎌倉を出る時此橋邊にて下馬し、鶴岡を遙拝して宗門の験を顯はさん事を乞ふ」との記述があり、その出典として「【註画讚】曰」との記述がなされている。註画讚とは、『日蓮聖人註画讚』と呼ばれる史料を指し、室町中期に円妙院日澄の撰述により作成された伝記絵巻とされており、現存最古の本格的な日蓮伝と評価されているものである<sup>28</sup>。

碑文に認められるこれら日蓮の逸話については、註画讚からの出典箇所も含まれるほか、碑文96文字のうち82文字と多くの箇所に『新編相模国風土記稿』からの参照箇所が認められた。さらに、碑文の「屢々戦場ノ巷トナリシコト古書ニ見ユ」の箇所も、風土記稿の同箇所に3度戦場となった記述が見られ、合計101文字が『新編相模国風土記稿』からの直接引用であるものと評価でき、碑文178文字のうちの56.7%と高い一致度が示された（表2）。

指導標「下馬」以外にも日蓮を顕彰対象とする指導標は存在している。たとえば、「宿谷光則屋敷跡」（No.74）と「日蓮上人祈雨旧跡」（No.78）は、風土記稿を参照せず、『日蓮聖人註画讚』から直接引用した箇所が認められた。ほかにも「日蓮聖人辻説法之趾」

（No.60）や「日蓮聖人草庵跡」（No.70）など、日蓮に関係する史蹟を示した指導標が存在しており、その数は合わせて5基に及ぶことが確認された。

これら5基の建碑は、すべて昭和11（1936）年以降に集中している（表1）。そのなかで最初に造立された指導標が、昭和11（1936）年造立の「日蓮聖人辻説法之趾」（No.60）（史料2）である。『新編鎌倉志』の影響がみられない4基のうちの1基だが、この指導標が建碑された区画には、日蓮主義の提唱者である田中智学が明治34（1901）年に造立した「日蓮大士鎌倉辻説法之旧蹟」碑が存在するほか、碑を中心として公園風に整備された10坪ほどの史蹟空間が現存している。

この日蓮の辻説法という逸話の形成過程については、ブレニナ・ユリアの論考に詳しい<sup>29</sup>。ブレニナによると、日蓮がこの場所で辻説法をしたという根拠はなく、また、辻説法之跡と呼ばれるようになったのも、智学がこの空間を整備するようになって以後のことだという。したがって、この碑文が『新編鎌倉志』など地誌を参照していないことは当然と言える。

歴史的にはその辻説法跡が再び脚光を浴びるのが、満州事変以後であった。元寇を警告した日蓮への人気の高まりが認められてくるほか、田中の提唱した日蓮主義と国体論との結びつきが次第に顕著になっていった<sup>30</sup>。その中で、田中自身が鎌倉に在住し、教学の府として師子王文庫を開いたという事実は、極めて示唆的である<sup>31</sup>。

事実として昭和11（1936）年、最初に日蓮主義の聖地たる辻説法跡への建碑を皮切りに、翌12年に前述の「下馬」（No.65）、昭和14（1939）年の「日蓮上人草庵跡」（No.70）、昭和15（1940）年の「宿谷光則屋敷跡」（No.74）と、集中して建碑がなされる。こうした建碑が前触れもなく昭和11（1936）年から開始された意図は何であろうか。その背景にこそ、当時の世情との関わりを想定することができるだろう。

もともと、指導標の題額（＝選定された史蹟）には、鎌倉幕府の顕彰と、鎌倉の都市自体を顕彰することが意図されており、特定の人物などを顕彰する事例が少ないことが理解できる。例えば、『太平記』を参照した指導標を造立年代別に（表1）で整理すると（□or■表記）、前期5基、後期5基が『太平記』を典拠としており、中期でも1基確認されている。

筆者はこれまで、指導標の造立期を3期に分けてきた<sup>32</sup>。そのうち中期は、「鎌倉青年会」が「鎌倉青年団」に改名し、青年会時代のような行政直轄ではなく、団員による自主的運営へと移行した時期にあ

たる<sup>33</sup>。したがって、中期以降の指導標には、行政的な意識を背景としない、団員たちが指向したローカルな意味での「鎌倉」を顕彰する意識が働いていた可能性が示唆されよう(表1)。

こうした傾向は、後期においてとくに顕著となり、満州事変(昭和6(1931)年)以後の時局のなかで、より意識化されていった可能性も考えられる。この時期は、大陸進出のスローガンである「八紘一宇」という言葉が浩瀚に広まり、その創始者でもある田中智学が、鎌倉を拠点としたことを踏まえるなら、彼が提唱した日蓮主義の評価が高まり、日蓮の顕彰を目的とした指導標の建碑が意図された可能性は十分に考えられよう。

このように、日蓮主義という教条主義的思想を背景とした指導標の存在は、指導標の建碑活動における思想的動機の多様化を示す事実と評価でき、昭和戦前期の時勢の潮流から、鎌倉の指導標の建碑活動も逃れることはできなかった、という事実を示しているものと評価することができる。

こうした思想を背景とする史蹟顕彰のあり方を踏まえるとき、南朝顕彰などの教条主義的な思想を背景とする建碑活動についてさらに検討する必要性を感じる。その理解を深めるうえで極めて重要となる事例を「十一人塚」(No.47)の建碑経緯に関して発見したことから、次章ではその検討を通して、史蹟指導標の建碑者に認められる顕彰意図や思想的背景について、さらに考察を深めていきたい。

### 第3章 「十一人塚」の改刻再建に見る歴史顕彰の意図

#### 第1節 「鎌倉同人会」による指導標「十一人塚」の改刻と再建碑

指導標「十一人塚」(No.47)は、鎌倉幕府滅亡時の新田義貞による鎌倉攻めの折、戦死を遂げた新田方の勇士十一人の顕彰を意図したもので、『新編鎌倉志』における『太平記』から引用された記述と、『新編鎌倉志』には記載のない『太平記』からの直接引用がなされたことが認められている。

その碑文について、これまで行ってきた対照作業と同様の方法で、参照した史料について整理してみたい(表2)。現存碑文の「新田勢大館又次郎宗氏ヲ将トシテ極楽寺ヨリ鎌倉ニ攻入ラントセシニ」の箇所は、『新編鎌倉志』の「【太平記】に、新田義貞の大将大館次郎宗氏、十萬餘騎にて、極楽寺の切通より向ふとある」との記載と一致し、この25文字は「記載有」と評価した。対して、「敵中本間山城左衛門手兵ヲ率キテ大館ノ本陣ニ斫込ミ為メニ宗氏

主従」の一文は、『新編鎌倉志』には全く記載がない。

つぎに「十一人戦死セリ即遺骸ヲ茲ニ瘞メ十一面勸音ノ像ヲ建テ以テ其ノ英魂ヲ弔シ之ヲ十一人塚ト稱セシト云フ」の箇所は、『新編鎌倉志』の「里民傳へて、昔し新田義貞の勇士十一人、此所にて討死したりしを、塚につきこめ、上に十一面観音堂を立たる」の記述と概ね一致し、合計27文字を一致と評価した。さらに、表題と「元弘三年五月」の10文字を加え、『新編鎌倉志』の記述とは62文字が「記載有」となり、その一致度は、47.3%となった。

つぎに『太平記』との対照作業を行う。まず、『新編鎌倉志』では記載のなかった大館宗氏が討死した日付については、「十九日」との記述があり、直接の引用であると評価した。つぎに『新編鎌倉志』とは一致しなかった「敵中本間山城左衛門手兵ヲ率キテ大館ノ本陣ニ斫込ミ為メニ宗氏主従」の部分も、『太平記』に記述が確認でき、直接の引用がなされていると評価した。

『太平記 第十卷』には、「本間山城左衛門若党中間百櫛人前後二立テ、極楽寺坂へ馳向ヒ、大館次郎宗氏カ三百餘騎ニテ引ヘタル中へ係入、面モ振ス攻戦フ、」<sup>34</sup>との一文があり、宗氏と共に本間山城左衛門の名が記されることから、本間が宗氏勢に斬込んだ箇所の24文字が一致するものと評価し、『太平記』から直接引用した箇所は27文字分と評価し、その一致度は20.6%と算出した(表2)。

なお、『新編鎌倉志』からの引用部分でも『太平記』を参照した箇所が25文字分ある。また「元弘三年五月」の記述も『太平記』に記載があるため、31文字が孫引きの箇所と評価でき、直接参照した記述と合わせると、最終的に58文字分(44.3%)が『太平記』を参照した内容であると評価できる。

実は、指導標の建碑団体のひとつである「鎌倉同人会」の団体史『鎌倉同人会五十年史』<sup>35</sup>には、指導標「十一人塚」の建碑経緯に関して極めて興味深い記述が認められる。

同書には、

昭和五年に建てられた極楽寺追揚の道路わきの十一人塚の碑文に史実と相違している点があることを日能理事が発見し、前年来、村田理事を介してその訂正方を申入れていたが、青年団も気持ちよく承諾したので、改刻再建の費用は同人会が負担することにして、この年三月、無事に再建された。訂正以前の碑文は今知るべきよしもない

とあり、昭和6(1931)年造立の現存碑の「十一人塚」

(No.47)は、建碑後に同人会負担によって、あらためて作り直された指導標であることが示されている。これまでこうした経緯は等閑視されてきたが、仮に作り直され撤去されたとするならば、その理由を理解することは、指導標の建碑経緯とその意図を明らかにしていくうえで重要な知見を提示しうる可能性があるものと考えられる。

筆者はこの調査を行う過程で、鎌倉市深沢図書館所蔵史料である『指導標碑文集』（以下『碑文集』）を発見した。すでに修士論文において若干の検討は試みているが<sup>36</sup>、あらためてその内容について考えてみたい。史料の表書きには鎌倉町役場の編集と記され、指導標の碑文が、原稿用紙1枚に1基ずつ手書きされ、造立年代順に綴じられている。また、この原稿用紙の枠外左下には、赤で「鎌倉町震災誌原稿用紙」と印刷されていた。

まず、「十一人塚」に関わるページを確認すると、『碑文集』には「十一人塚」の題額に続き碑文文章が手書きで記されており、最後に造立年が「大正十三年三月」と記載されている。そして、「大正十三年」の頁に、赤エンピツで「彫直シニ付抹消」の文字と大きなバツ印が記されている<sup>37</sup>。すなわち「十一人塚」が改刻されていたことを知ることができる。くわえてこの史料には、改刻前の当初碑の碑文が綴じられていた<sup>38</sup>。

以上の点を踏まえるなら、当初碑「十一人塚」(No.47b)の造立年は、『鎌倉同人会五十年史』記載の昭和5(1930)年ではなく、『指導標碑文集』記載の大正13(1924)年であると考えられる。さらに仮に改刻され再建されていたとすれば、当初碑には、どのような内容が刻まれていたのであろうか。次節では、さらに詳しく当初碑の碑文検討を加えていきたい。

## 第2節 「十一人塚」の当初と再建の碑文の比較

まず現存碑について、参照した史料を検討してみたい。碑文冒頭の「傳へ言フ新田義貞ノ勇士十一人此ノ處ニ於テ討死セルガ」の一文は、『新編鎌倉志』の「里民傳へて、昔し新田義貞の勇士十一人、此所にて討死したりしを、」と一致しており、さらに、「之ヲ葬リテ十一面観音堂ヲ建ツ塚ハ即チ其ノ蹟ナリト、」の箇所も、『新編鎌倉志』の「塚につきこめ、上に十一面観音堂を立たる跡なりと云ふ。」と対応することから、これらの文字を「記載有」とした。

そして「其ノ勇士十一人ノ果シテ何人ナルカハ未ダ考證ヲ得スト雖モ」は、『新編鎌倉志』の記述における「義貞の勇士十一人、未考也。」と対応し、「当年激戦ノ地ナレバトニカク譽アルツハモノ共ガ

夢ノ跡ヲ弔セルモノナルベシ。」の部分は、『新編鎌倉志』の「昔より此濱邊は戦場なれば、」に対応するものと評価し、全文113文字のうち61文字が『新編鎌倉志』の記事に一致し、その一致度は、54.0%となった(表2)。

さらに碑文の最後には「トニカク譽アルツハモノ共ガ夢ノ跡ヲ弔セルモノナルベシ」と情緒的な文言が入るが、十一人を新田義貞の家臣とし、討死の日付を記載せず、塚は十一面観音堂の跡とするなど、塚の説明については、『新編鎌倉志』の記事を主として用いた可能性が示唆される。

つぎに、前節で指摘した現存碑(No.47)と『碑文集』に示されている当初碑(No.47b)と考えられる碑文とを比較し、その違いを明確化したい。両者の分析結果(表2)を比較すると、まず『新編鎌倉志』との一致度は、現存碑47.3%に対し当初碑54.0%と、当初碑の方が高い数値となった。『新編鎌倉志』以外を参照した箇所については、当初碑がいわば情緒的な文言に終始し、『新編鎌倉志』のみを典拠としているのに対して、現存碑は、『太平記』からの直接引用の箇所が27文字(20.6%)認められ、さらに、『新編鎌倉志』の典拠箇所においても『太平記』からの孫引きが認められることから、現存碑(No.47)が『太平記』に大きく依存している可能性が示唆される結果となった。

ところで、現存碑(No.47)では、『新編鎌倉志』の記述である「義貞の勇士十一人、未考也」を用いず、『太平記』にある大将大館宗氏討死の記述と『新編鎌倉志』の「新田義貞の有志十一人」を同一視した内容をもとに、再刻の碑文を作成している。現在の歴史学的理解では大館宗氏は極楽寺坂方面の大將であり、この戦で戦死したことが『太平記』の記述にはあるものの、勇士十一人が大館宗氏主従とは、現在の史料のどこにも記述はない。現存碑の撰文者は、そうした歴史的事実を牽強附会的に理解し、記述しているものと思われる。

つまり、『新編鎌倉志』の記載内容を軽視し、創作とも言える内容を加えて強引に『太平記』に結びつけたとも考えられる。では、この改刻再建を主導した「鎌倉同人会」は、何故、そこまで強い意志のもとに指導標を造り直させたのであろうか。

ここで、この「鎌倉同人会」について、あらためて簡単に整理しておきたい<sup>39</sup>。「鎌倉同人会」とは、大正4(1915)年に設立された「別荘族」の親睦団体で、指導標の当初の建碑団体の一つでもある。「別荘族」とは、明治期に別荘地として発展した鎌倉に定住目的で移り住んだ人々を指し、社会的に著名な

高額所得者により構成された<sup>40</sup>。

この「鎌倉同人会」が、「鎌倉町青年会」の指導標建碑活動を積極的に後援した<sup>41</sup>。さらに大正7(1918)年に「鎌倉同人会」が行なった「六地藏(饑渴島)」<sup>42</sup>の史蹟整備に際し、「饑渴島」(No.11)を自ら建碑している。実はこの指導標の撰文者として名前が現れてくるのが、漢詩家である同人会会員、田邊新之助(松坡)である<sup>43</sup>。実は指導標「十一人塚」現存碑(No.47)には、指導票で唯一碑文のなかに「田邊松坡撰」と撰文者が刻まれており(表2)、この田邊が現存碑の撰文者であることが確定している。

その後、「鎌倉町青年会」は、大正10(1921)年の「鎌倉町青年団」改名を機に、鎌倉町から運営体制を独立するが、同人会との関係性も変化し、それまでの指導的な役割を持ち、かつ後援的な位置づけ体制から、対等な協力体制へと移行した<sup>44</sup>。指導標の建碑活動も、それまでの鎌倉町や同人会主導の体制から、造立史蹟の選定など事業の運営を「青年団」の会員が自主的に行う体制へと変化している<sup>45</sup>。そこで本稿の指導標造立期の区分設定においても、この大正10(1921)年を中期の起点と設定している。

この中期は、青年団の体制変化によって、それまで様々に後援をしていた同人会との関係に距離が生じた時期とも言える。先述したように、指導標の碑文における『太平記』からの参照が認められる事例は(表1)□or■表記、中期では「十一人塚」1基のみであった。

改刻を指摘した同人会の日能(ひよき) 倅太郎理事<sup>46</sup>は弁護士であり、神奈川県弁護士会会長という要職にあった。また、撰文者田邊新之助は、鎌倉女学院と逗子開成中学を設立した教育者、かつ、「松坡」という号を持つ漢詩人である<sup>47</sup>。とくに田邊は、文久2(1862)年に唐津藩士の子息として生まれた旧士族の出身であった。

ここで近世に形成された『太平記』の物語に対する意識を振り返るなら、いわゆる「太平記読み」と称される講釈は、武士階級に広く展開し<sup>48</sup>、『太平記』は、兵頭裕己によれば「武家の教養書として近世を通じて享受されていた」という<sup>49</sup>。そうした武家出自とする田邊が、『太平記』を重視した可能性は排除できないだろう。

他方、先述したように、この『碑文集』は「鎌倉町震災誌原稿用紙」に記述されていた。『鎌倉町震災誌』<sup>50</sup>は、関東大震災の被害状況と復興の記録についてまとめたもので、鎌倉町青年団副団長小坂藤若が編集委員を務めたもので、小坂がその多くを執筆している。筆者はすでに小坂が副団長として指導

標の建碑に携わり、指導標の造立において主導的役割を果たしたことを明らかにしている<sup>51</sup>。

ちなみに、先述の青年団副団長小坂は明治28(1895)年生まれであり、田邊とは33才の開きがあった。こうした近世以来の階級的な出自を背景とする同人会会員と、大正デモクラシーの影響を受けた青年団員との間には、なんらかの思想的軋轢がなかったとは言えないだろう。

いずれにせよ一連の、「十一人塚」の改刻経緯からは、当時の指導標の建碑を主導する組織の温度差を知ることができ、とくに改刻を主導した「鎌倉同人会」会員の思想的背景が大いに影響を与えている可能性が明らかとなった。

## おわりに

本稿では、「史蹟指導標」全基の碑文について、筆者が現地踏査し整理したデータを基礎資料として分析を加え、碑文文章の参照史料について、その全体像を明らかにした。具体的には、『新編鎌倉志』に加えて、『吾妻鑑』や『太平記』、『新編相模国風土記稿』など複数の史料の記述内容を引用した碑文の存在が確認された。

とくに『新編鎌倉志』を典拠としない指導標の碑文からは、毛利氏による遠祖顕彰や、日蓮主義の影響を背景とした日蓮関連の史蹟への過度の関心といった建碑動機の思想的差異や世情の潮流との関わりについても示唆的な知見を得ることができた。

ただし、「大江廣元邸址」については、碑文の内容が毛利氏の顕彰であることは確認できたものの、その意図を明らかにするまでには至らなかった。以前筆者は、鎌倉町内の青年団員と在郷軍人分会に同時加入者が多く、両団体の密接な関係性に言及した<sup>52</sup>。このことから、長州藩閥を中心とする陸軍との関係性を建碑の背景として考えた<sup>53</sup>。

しかし、当時の鎌倉は、横須賀軍港との地理的關係から海軍軍人が多く居住し、陸軍より海軍との結びつきが強い<sup>54</sup>。したがって、とくに陸軍との関係性を捉えることはできず、なぜ毛利氏なのかという疑問の解決には至らなかった。ちなみに、明治末年の鎌倉の別荘所有者一覧には、公爵毛利元昭の名が見え<sup>55</sup>、毛利氏と近代鎌倉との接点がないとも言い切れない。この点は、引き続き今後の課題として認識していきたい。

最後に、十一人塚の現存碑と当初碑と考えられる碑文との対照からは、当初碑が『新編鎌倉志』を主たる典拠としているのに対して、現存碑は『太平記』を主要な典拠とする違いが明らかとなった。くわえ

て建碑を行った「鎌倉町青年団」と、建碑を後援した「鎌倉同人会」の間での「十一人塚」の評価に違いがあり、その背景には『太平記』への解釈に関する意識の違いが示唆される可能性を指摘した。

以上のように、「史蹟指導標」は多様な典拠をもとに碑文が作成されており、史蹟顕彰のみならず遠祖顕彰や日蓮主義といった思想的背景を動機とする指導標の存在も確認することができた。このことは、

指導標の歴史顕彰活動の思想的多様性を示すとともに、戦前期の鎌倉において近代思想の影響をモノとして明示する資料として、その歴史資料的価値を有することを示している。このことは「史蹟指導標」が、地域の歴史顕彰の実態解明のみならず、近代日本の史蹟顕彰活動の理解を進めるうえで一定の知見を提供しうるものと考えている。

<sup>1</sup> 本稿は、以下 2 点の史料を基に「史蹟指導標」に表記を統一して用いる。

①鎌倉市青年團『鎌倉』鎌倉市青年團、1941 年、巻頭頁。「緒言」において団長の蔵並長勝が「神奈川県及び鎌倉市当局の援助の下に、史都鎌倉の数多い埋もれた史蹟舊址を探ね、史蹟指導標を建設し來つた。」と記している。「史蹟指導標」は、建碑が行われた戦前において、「旧蹟保存指導標」、単に「指導標」など、まちまちな表記が散見されるが、建碑団体の鎌倉市青年団が発行した本書において、「史蹟指導標」という表記に統一された。②鎌倉市市史編さん委員会『鎌倉市史 近代通史編』吉川弘文館、1994 年、p. 433。本書は「史蹟指導標」の表記を用いている。

<sup>2</sup> 羽賀祥二『史蹟論—19 世紀日本の地域社会と歴史意識—』名古屋大学出版会、1998、p. 8/p. 20。羽賀祥二は、史蹟に造立された石碑を「史蹟記念碑」としている。筆者は、この建碑者の顕彰意図をより明確に示すため、歴史的事象を顕彰する石碑を「歴史顕彰碑」、さらに、史蹟を顕彰する石碑を「史蹟顕彰碑」と定義したい。

<sup>3</sup> 岸本洋一「近代鎌倉の青年団による指導標の建碑—副団長の記録に見る建碑の詳細—」『京都芸術大学大学院紀要』1号、2021年、pp. 70-127。

<sup>4</sup> 岸本洋一「史蹟指導標の碑文にみる『新編鎌倉志』の影響について」『京都芸術大学大学院紀要』4号、2023年、pp. 150-163。

<sup>5</sup> 河井恒久友水纂述、松村清之伯胤考訂、力石忠一叔貫參補『新編鎌倉志』洛陽：柳枝軒、1685。全八巻・12冊。

<sup>6</sup> 岸本前掲論文(4)では、筆者が悉皆調査を行った2018年時点で現存した指導標80基を対象とした。本稿も、現存80基を基本とするが、昭和6(1931)年造立の「十一人塚」(No.47)に加え、改刻のため(No.47)造立時に撤去されたが、その碑文史料が残る大正13(1924)年造立当初碑(表1:No.47b)も碑文分析の対象とする。

<sup>7</sup> 岸本前掲論文(4)、p. 153/p. 155。

<sup>8</sup> 岸本前掲論文(4)、p. 155。

<sup>9</sup> 岸本前掲論文(4)、p. 152。

<sup>10</sup> 岸本前掲論文(4)、pp. 153-154。

<sup>11</sup> 原淳一郎「寺社参詣における書物の機能—鎌倉参

詣と『新編鎌倉志』—」『日文研叢書43 旅と日本発見—移動と交通の文化形成力』国際日本文化研究センター、2009年、p. 94。

<sup>12</sup> 原淳一郎「近世における参詣行動と歴史意識—鎌倉の再発見と懐古主義—」『歴史地理学』47-3号、2005年、p. 16。

<sup>13</sup> 植田孟縉 編輯『鎌倉攬勝考』1829年。全十二巻。

<sup>14</sup> 原前掲論文(11)、pp. 91-109。

<sup>15</sup> 間宮庄五郎士信ほか編『新編相模国風土記稿』、1841年。

<sup>16</sup> ①大日本地誌大系刊行会編、日本歴史地理学会校訂『大日本地誌大系 第5冊 新編鎌倉志 鎌倉攬勝考』大日本地誌大系刊行会、1915年、p. 125。

②雄山閣編輯局『大日本地誌大系(39) 新編相模国風土記稿 四』雄山閣、1933年。

③雄山閣編輯局『大日本地誌大系(40) 新編相模国風土記稿 五』雄山閣、1933年。

各々『新編鎌倉志』、『新編相模国風土記稿』との対照作業に使用した。

<sup>17</sup> ①経済雑誌社 編『續国史大系第4巻 吾妻鏡』経済雑誌社、1903年。

②経済雑誌社 編『續国史大系第5巻 吾妻鏡』経済雑誌社、1903年。

③鷲尾順敬校訂『太平記 西源院本』刀江書院、1936年。各々『新編鎌倉志』、『新編相模国風土記稿』との対照作業に使用した。

<sup>18</sup> 岸本前掲論文(4)、pp. 155-156。

<sup>19</sup> 岸本前掲論文(4)、pp. 155-156。「大江廣元邸址」(No.27)、「日蓮聖人辻説法之趾」(No.60)、「下馬」(No.65)、「松谷寺及佐介文庫趾」(No.73)の4基。

<sup>20</sup> 岸本前掲論文(4)、p. 156。

<sup>21</sup> 岸本覚「長州藩の藩祖顕彰と藩政改革」『日本史研究』464号、2001年、p. 111。

<sup>22</sup> 羽賀前掲書(2)、pp. 158-187。

<sup>23</sup> 鎌倉市史編纂委員会『鎌倉市史 考古編』吉川弘文館、1959年、p. 428。

<sup>24</sup> 奥富敬之『鎌倉史跡事典コンパクト版』新人物往来社、1999年、p. 61。

<sup>25</sup> 雄山閣編輯局前掲書(16)②、pp. 254-256。

<sup>26</sup> 岸本前掲論文(4)、p. 156。

<sup>27</sup> 雄山閣編輯局前掲書(16)②、pp. 284。

<sup>28</sup> 山田泰弘「日蓮伝と註画讃」岩橋春樹、山田泰弘編『日蓮聖人註画讃』角川書店、1981年。



- 29 プレニナ・ユリア「近世末期・近代における日蓮像の構築の側面—辻説法に着目して—」『同朋大学佛教文化研究所紀要』41号、2022年、pp. 43-68。
- 30 大谷栄一『近代日本の日蓮主義運動』法蔵館、2001年。
- 31 鎌倉市市史編さん委員会『鎌倉市史 近代通史編』吉川弘文館、1994年、pp. 441-443。
- 32 岸本前掲論文(4)、p. 154。前期:大正6(1917)年～大正10(1921)年、中期:大正11(1922)年～昭和6(1931)年(小坂藤若が建碑に携わったと考えられる年代)、後期:昭和7(1932)年以降と設定した。
- 33 岸本前掲論文(3)、p. 85。
- 34 鷲尾順敬校訂『太平記 西源院本』刀江書院、1936年、p. 248。本稿では、指導標造立期と同時代史料との観点を含め、古くに書写されたとされる西源院本を底本とする本書を用いた。
- 35 沢寿郎前掲書、pp. 130-131。ここに記載の「村田理事」は、この時点での鎌倉町青年団長である村田久吉である。
- 36 ①岸本洋一『史蹟指導標にみる近代鎌倉の歴史の顕彰と創出』京都造形芸術大学2018年度修士論文、pp. 36-37。  
②岸本前掲論文(3)、pp. 79-80。
- 37 沢寿郎前掲書、p. 67。「訂正以前の碑文は今知るべきよしもない」との記述の誤りを確認した。
- 38 岸本前掲論文(36)①、pp. 36-37。
- 39 岸本前掲論文(3)、pp. 70-127。
- 40 島本千也『鎌倉別荘物語—明治・大正期のリゾート都市—』島本千也、1993年、p. 64。
- 41 沢寿郎前掲書、p. 40。
- 42 『大日本地誌大系(二十一) 新編鎌倉志・鎌倉攬勝考』雄山閣、1958年、p. 100。
- 43 沢寿郎前掲書、p. 49。
- 44 沢寿郎前掲書、p. 67。
- 45 岸本前掲論文(3)、p. 85。

- 46 ①沢前掲書、p. 95。  
大正一五年 <中略> 理事に伊東米治郎、武川又兵衛、日能侂太郎の三氏。
- ②日能光子編『聖愛一路』教文館、1940年、奥付。  
編者 神奈川県鎌倉市大町一九〇〇番 日能光子
- ③日能侂太郎「感じたることの一、二」佐竹昇編『松籟』財団法人鎌倉保育園、1941年、pp. 23-25。文末に「一筆者・辯護士、本財団監事」と記載
- ④社会福祉法人聖音会ホームページ  
[https://www.seionkai.or.jp/about/history.php#沿革/1940.06.29\(昭和15\)](https://www.seionkai.or.jp/about/history.php#沿革/1940.06.29(昭和15))  
「聖愛一路」の編者日能女史は、(中略) 夫君日能侂太郎氏(神奈川県弁護士会会長)(2024年7月5日閲覧)
- 47 田邊新之助先生顕彰委員会編『学祖 田邊新之助』逗子開成学園校友会、2003年。
- 48 若尾政希『「太平記読み」の時代 近世政治思想史の構想』平凡社、1999年。
- 49 ①兵藤裕己『太平記(よみ)の可能性 歴史という物語』講談社、1995年、p. 188。  
②加美宏『太平記享受史論考』桜楓社、1985年。
- 50 鎌倉町役場編『鎌倉震災誌』鎌倉町、1930年。
- 51 岸本前掲論文(3)。小坂と指導標建碑活動との深い関わりをふまえるならば、鎌倉町青年団の建碑関係史料に『鎌倉町震災誌』用の原稿用紙が使われている点は、何ら違和感はなく、本史料が当時の青年団活動のなかで作成された可能性を強く示唆している。
- 52 岸本前掲論文(3)、pp. 87-88。
- 53 岸本前掲論文(4)、p. 156。
- 54 片山伸也「近代別荘の普及に見る鎌倉の都市構造」『日本女子大学紀要 家政学部第59号』日本女子大学、2012年、pp. 91-92。
- 55 大橋良平『現在の鎌倉』通友社、1913年、◎別荘一覧 p. 2。

(史料1) 史蹟指導標(No.28)

「大江廣元邸址」

大江氏奕世學匠トシテ顯ル嘗テ匡房兵法ヲ以テ義家ニ授ク廣元ハ其ノ匡房ノ曾孫ナリ頼朝ニ招カレテ鎌倉ニ來リ常ニ帷幄ニ侍シ機密ニ參畫ス幕制制定ノ功廣元ノ力與リテ多キニ居リ相模毛利莊ヲ食ム子孫依リテ毛利ヲ氏トス而シテ因縁奇シクモ此ノ幕府創業ノ元勳ガ七百年後ノ末裔ハ王政復古ニ倡首タリ此ノ地即チ其ノ毛利ノ鼻祖大膳大夫ノ邸址ナリ  
大正十四年三月建 鎌倉町青年團

(史料2) 史蹟指導標(No.60)

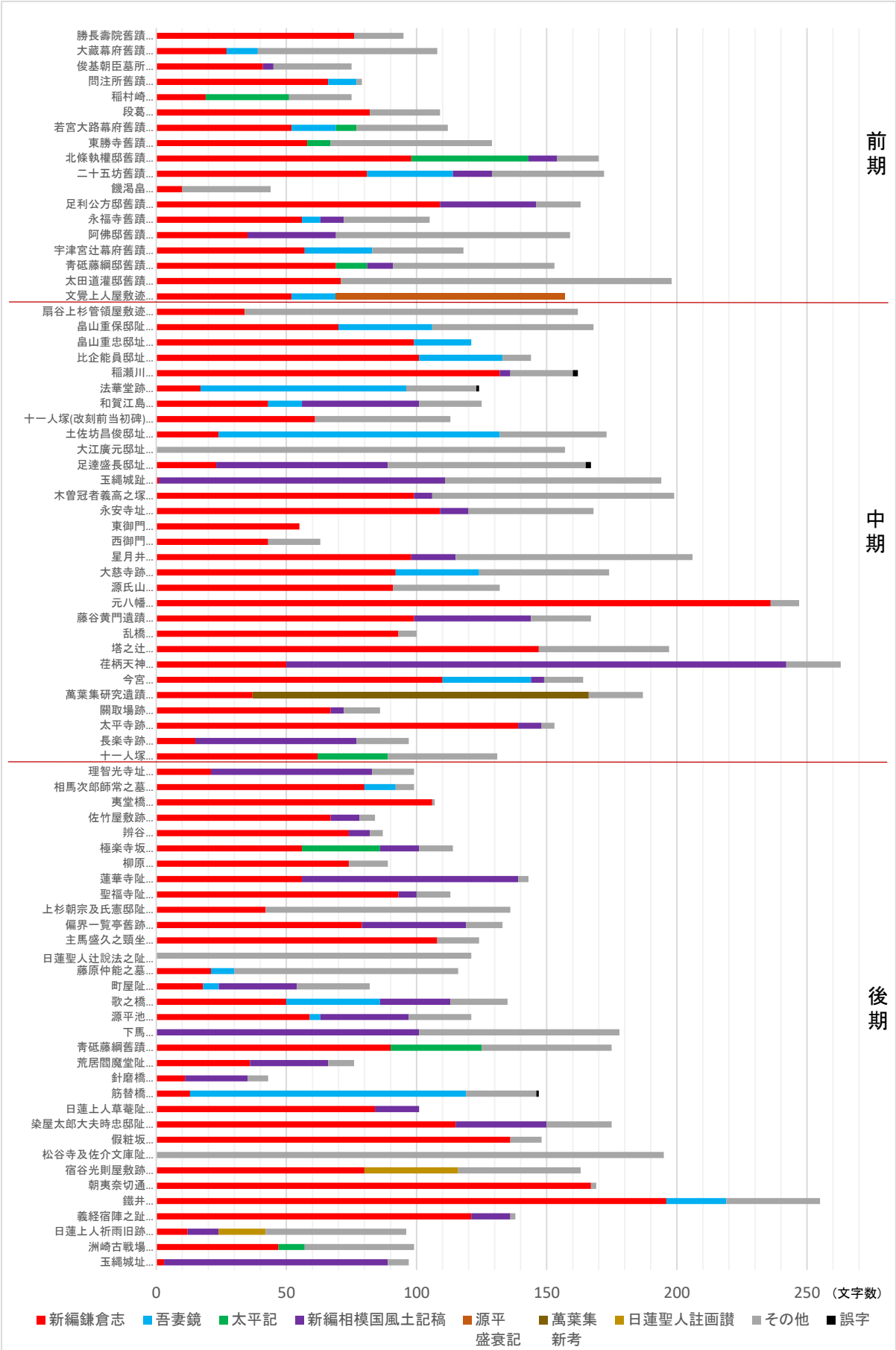
「日蓮聖人辻説法之址」

此邊ハ往時ニ於ケル屋敷町ト商家町トノ境ヲナス地點ニ位シ幕府ニ近キコトトテ殷賑ヲ極メシ所ナリ建長五年五月日蓮聖人房州ヨリ鎌倉ニ來リ松葉ヶ谷ニ草庵ヲ結ビ日ニニ此邊リノ路傍ニ立チ弘通ノ爲民衆ニ對シ獅子吼ヲ續ケラシメテ世ニ辻説法ノ舊蹟ト傳ヘラル  
昭和十一年三月建 鎌倉町青年團

※「史蹟指導標」の碑文は、筆者等皆調査(2018年6月実施)の調査結果を反映している



(図1) 史蹟指導標「大藏幕府舊蹟」  
\*筆者撮影(2019年)



(図2) 史蹟指導標碑文 典拠元文献別文字数内訳

(表1) 史蹟指導標の一覧①

No.	題額	建立年		建立 団体	碑文 文字数 (年・団 体名除)	新編鎌倉志 記載有				新編鎌倉志 記載無					典 拠 不 明				
		和暦	西 暦 (年)			碑文との 一致度	一致箇所における新編鎌倉志記載の典拠文献			他文献直接引用									
							吾妻鑑	太平記	その他 典拠文献	吾妻鑑 一致度	太平記 一致度	新編相模国風土記稿		その他の典拠文献 一致度					
												風土記稿 典拠文献	一致度						
1	勝長壽院善蹟	大正6年3月	1917	前会	95文字	○	80.0%	◇										20.0%	
2	大藏幕府善蹟	大正6年3月	1917	前会	108文字	○	25.0%	◇			◆	11.1%						11.1%	63.9%
3	俊基朝臣墓所	大正6年3月	1917	前会	75文字	○	54.7%			神明鑑			▲	5.3%	増鏡 常楽記		5.3%	40.0%	
4	問注所善蹟	大正6年3月	1917	前会	79文字	○	83.5%	◇			◆	13.9%						13.9%	2.5%
5	稲村崎	大正6年3月	1917	前会	75文字	○	25.3%	□					■	42.7%				42.7%	32.0%
6	段葛	大正7年3月	1918	前会	109文字	○	75.2%	◇											24.8%
7	若宮大路幕府善蹟	大正7年3月	1918	前会	112文字	○	46.4%	◇	□		◆	15.2%	■	7.1%				22.3%	31.3%
8	東勝寺善蹟	大正7年3月	1918	前会	129文字	○	45.0%	□					■	7.0%				7.0%	48.1%
9	北條執権邸善蹟	大正7年3月	1918	前会	170文字	○	57.6%	◇	□				■	26.5%	▲	6.5%		32.9%	9.4%
10	二十五坊善蹟	大正7年3月	1918	前会	172文字	○	47.1%	◇		成氏の年中行事	◆	19.2%			▲	8.7%		27.9%	25.0%
11	饑渴島	大正7年12月	1918	前同	44文字	○	22.7%												77.3%
12	足利公方邸善蹟	大正9年3月	1920	前会	163文字	○	66.9%								▲	22.7%		22.7%	10.4%
13	永福寺善蹟	大正9年3月	1920	前会	105文字	○	53.3%	◇			◆	6.7%			▲	8.6%		15.2%	31.4%
14	阿佛邸善蹟	大正9年3月	1920	前会	159文字	○	22.0%			十六夜日記					▲	21.4%	名所和歌物語	21.4%	56.6%
15	宇津宮辻幕府善蹟	大正10年3月	1921	前会	118文字	○	48.3%	◇			◆	22.0%						22.0%	29.7%
16	青砥藤綱邸善蹟	大正10年3月	1921	前会	153文字	○	45.1%	□					■	7.8%	▲	6.5%		14.4%	40.5%
17	太田道灌邸善蹟	大正10年3月	1921	前会	198文字	○	35.9%												64.1%
18	文覚上人屋敷迹	大正11年3月	1922	中団	157文字	○	33.1%	◇			◆	10.8%					源平盛衰記	66.9%	0.0%
19	扇谷上杉管領屋敷迹	大正11年3月	1922	中団	162文字	○	21.0%			鎌倉九代記									79.0%
20	畠山重保邸址	大正11年3月	1922	中団	168文字	○	41.7%	◇			◆	21.4%						21.4%	36.9%
21	畠山重忠邸址	大正12年3月	1923	中団	121文字	○	81.8%	◇			◆	18.2%						18.2%	0.0%
22	比企能員邸址	大正12年3月	1923	中団	144文字	○	70.1%	◇			◆	22.2%						22.2%	7.6%
23	稲瀬川	大正12年3月	1923	中団	162文字	○	81.5%	◇		萬葉集 梅松論					▲	2.5%		2.5%	14.8%
24	法華堂跡	大正13年3月	1924	中団	124文字	○	13.7%	◇			◆	63.7%						63.7%	21.8%
25	和賀江島	大正13年3月	1924	中団	125文字	○	34.4%	◇			◆	10.4%			▲	36.0%		46.4%	19.2%
26	土佐坊昌俊邸址	大正14年3月	1925	中団	173文字	○	13.9%				◆	62.4%						62.4%	23.7%
27	大江廣元邸址	大正14年3月	1925	中団	157文字	×	0.0%												100.0%
28	足達盛長邸址	大正14年3月	1925	中団	167文字	○	13.8%	◇							▲	39.5%		39.5%	45.5%
29	玉縄城址	大正15年1月	1926	中同	194文字	○	0.5%								▲	56.7%		56.7%	42.8%
30	木曾冠者義高之塚	大正15年1月	1926	中同	199文字	○	49.7%	◇							▲	3.5%		3.5%	46.7%
31	永安寺址	大正15年3月	1926	中団	168文字	○	64.9%								▲	6.5%	東亂記	6.5%	28.6%
32	東御門	大正15年3月	1926	中団	55文字	○	100.0%	◇											0.0%
33	西御門	大正15年3月	1926	中団	63文字	○	68.3%	◇											31.7%
34	星月井	昭和2年3月	1927	中団	206文字	○	47.6%			北国紀行					▲	8.3%	關原軍記大成	8.3%	44.2%
35	大慈寺跡	昭和3年3月	1928	中団	174文字	○	52.9%	◇			◆	18.4%						18.4%	28.7%
36	源氏山	昭和3年3月	1928	中団	132文字	○	68.9%			詞林探葉抄 鎌倉九代記 探葉抄									31.1%
37	元八幡	昭和3年3月	1928	中団	247文字	○	95.5%	◇											4.5%
38	藤谷黄門遺蹟	昭和4年3月	1929	中団	167文字	○	59.3%			十六夜日記					▲	26.9%	名所和歌物語	26.9%	13.8%
39	乱橋	昭和4年3月	1929	中団	100文字	○	93.0%	◇											7.0%
40	塔之辻	昭和4年3月	1929	中団	197文字	○	74.6%												25.4%
41	荏柄天神	昭和4年12月	1929	中団	263文字	○	19.0%								▲	73.0%		73.0%	8.0%

● 建立期：前：前期(1917～1921)、中：中期(1922～1931)、後：後期(1932～1941・1956)

● 建立団体：会・鎌倉町青年会、団・鎌倉町青年団、市・鎌倉市青年団、友・鎌倉友青会、同・鎌倉同人会

(表1) 史蹟指導標の一覧②

No.	題額	建立年		建立 団体	碑文 文字数 (年・団 体名除)	新編鎌倉志 記載有			新編鎌倉志 記載無					典 拠 不 明					
		和暦	西 暦 (年)			碑文との 一致度	一致箇所における新編鎌倉志記載の典拠文献		他文献直接引用										
							吾妻鑑	太平記	吾妻鑑	太平記	新編相模国風土記稿	風土記稿 典拠文献	その他典拠文献						
42	今宮	昭和4年12月	1929	中 団	164文字	○	67.1%	◇	神明鑑	◆	20.7%		▲	3.0%			23.8%	9.1%	
43	萬葉集研究遺蹟	昭和5年2月	1930	中 団	187文字	○	19.8%									萬葉集新考	69.0%	11.2%	
44	關取場跡	昭和6年3月	1931	中 団	86文字	○	77.9%						▲	5.8%			5.8%	16.3%	
45	太平寺跡	昭和6年3月	1931	中 団	153文字	○	90.8%						▲	5.9%			5.9%	3.3%	
46	長楽寺跡	昭和6年3月	1931	中 団	97文字	○	15.5%						▲	63.9%	新編鎌倉志		63.9%	20.6%	
47	十一人塚	昭和6年3月	1931	中 団	131文字	○	47.3%	□			■	20.6%					20.6%	32.1%	
48	理智光寺址	昭和7年3月	1932	後 団	99文字	○	21.2%	□					▲	62.6%			62.6%	16.2%	
49	相馬次郎師常之墓	昭和7年3月	1932	後 団	99文字	○	80.8%	◇		◆	12.1%						12.1%	7.1%	
50	夷堂橋	昭和7年3月	1932	後 団	107文字	○	99.1%											0.9%	
51	佐竹屋敷跡	昭和7年3月	1932	後 団	84文字	○	79.8%	◇					▲	13.1%			13.1%	7.1%	
52	辨谷	昭和7年3月	1932	後 団	87文字	○	85.1%		田代系園				▲	9.2%	廻國雜記		9.2%	5.7%	
53	極楽寺坂	昭和7年3月	1932	後 団	114文字	○	49.1%	□			■	26.3%	▲	13.2%			39.5%	11.4%	
54	柳原	昭和9年3月	1934	後 団	89文字	○	83.1%		歌枕名寄									16.9%	
55	蓮華寺址	昭和9年3月	1934	後 団	143文字	○	39.2%		鎌倉大日記				▲	58.0%			58.0%	2.8%	
56	聖福寺址	昭和9年3月	1934	後 団	113文字	○	82.3%	◇					▲	6.2%			6.2%	11.5%	
57	上杉朝宗及氏憲邸跡	昭和10年3月	1935	後 団	136文字	○	30.9%											69.1%	
58	偏界一覽亭善跡	昭和10年3月	1935	後 団	133文字	○	59.4%						▲	30.1%			30.1%	10.5%	
59	主馬盛久之頭坐	昭和10年3月	1935	後 団	124文字	○	87.1%		長門本平家物語									12.9%	
60	日蓮聖人辻説法之跡	昭和11年3月	1936	後 団	121文字	×	0.0%											100.0%	
61	藤原仲能之墓	昭和11年3月	1936	後 団	116文字	○	18.1%			◆	7.8%						7.8%	74.1%	
62	町屋址	昭和11年3月	1936	後 団	82文字	○	22.0%	◇		◆	7.3%		▲	36.6%			43.9%	34.1%	
63	歌之橋	昭和12年3月	1937	後 団	135文字	○	37.0%	◇		◆	26.7%		▲	20.0%			46.7%	16.3%	
64	源平池	昭和12年3月	1937	後 団	121文字	○	48.8%	◇		◆	3.3%		▲	28.1%			31.4%	19.8%	
65	下馬	昭和12年3月	1937	後 団	178文字	×	0.0%						▲	56.7%	日蓮聖人註画讃		56.7%	43.3%	
66	青砥藤綱善蹟	昭和13年3月	1938	後 団	175文字	○	51.4%	□			■	20.0%					20.0%	28.6%	
67	荒居間魔堂址	昭和13年3月	1938	後 団	76文字	○	47.4%		鎌倉年中行事				▲	39.5%			39.5%	13.2%	
68	針磨橋	昭和13年3月	1938	後 団	43文字	○	25.6%						▲	55.8%			55.8%	18.6%	
69	筋替橋	昭和14年3月	1939	後 団	147文字	○	8.8%	◇		◆	72.1%						72.1%	18.4%	
70	日蓮上人草菴址	昭和14年3月	1939	後 団	101文字	○	83.2%						▲	16.8%			16.8%	0.0%	
71	柴屋太郎大夫時忠邸跡	昭和14年3月	1939	後 団	175文字	○	65.7%		詞林採葉抄				▲	20.0%			20.0%	14.3%	
72	假粧坂	昭和15年3月	1940	後 市	148文字	○	91.9%	□										8.1%	
73	松谷寺及佐介文庫址	昭和15年3月	1940	後 市	195文字	×	0.0%											100.0%	
74	宿谷光則屋敷跡	昭和15年3月	1940	後 市	163文字	○	49.1%									日蓮聖人註画讃	22.1%	28.8%	
75	朝夷奈切通	昭和16年3月	1941	後 市	169文字	○	98.8%	◇										1.2%	
76	鐵井	昭和16年3月	1941	後 市	255文字	○	76.9%	◇		◆	9.0%						9.0%	14.1%	
77	義経宿陣之跡	昭和16年3月	1941	後 市	138文字	○	87.7%	◇					▲	10.9%			10.9%	1.4%	
78	日蓮上人祈雨旧跡	昭和31年3月	1956	後 友	96文字	○	12.5%	◇					▲	12.5%	日蓮聖人註画讃	31.3%	56.3%		
79	洲崎古戦場	昭和31年3月	1956	後 友	99文字	○	47.5%	□			■	10.1%					10.1%	42.4%	
80	玉縄城址	昭和31年3月	1956	後 友	97文字	○	3.1%						▲	88.7%			88.7%	8.2%	
一致指導標合計基数(%:一致度平均値)						76	50.3%	35	11		22	5.9%	9	2.1%	38	12.4%		22.5%	27.2%
47b	十一人塚(改刻前当初碑)	大正13年3月	1924	中 団	113文字	○	54.0%	□										46.0%	

● 建立期：前：前期(1917～1921)、中：中期(1922～1931)、後：後期(1932～1941・1956)

● 建立団体：会・鎌倉町青年会、団・鎌倉町青年団、市・鎌倉市青年団、友・鎌倉友青会、同・鎌倉同人会

※ No.46「長楽寺跡」は、『新編相模国風土記稿』の記述により初めて『新編鎌倉志』との一致が確認できるため、風土記稿からの直接引用と評価した。

(表2) 史蹟指導標碑文分析 碑文引用元文献対照比較表

(単位:文字数)

No.	史蹟指導標 碑文	碑文 文字数 合計	史蹟指導標 碑文字数											
			新編鎌倉志記載有		新編鎌倉志記載無								小計	その他
			一致度 文字数	比率	一致度 文字数	吾妻鏡		太平記		新編相模国風土記				
			一致度 比率	一致度 比率	一致度 比率	一致度 比率	一致度 比率	一致度 比率	一致度 比率					
20	表題 高山重保邸址	6	6	100.0%	0							0	0	
高山重保邸址	碑文 高山重保ハ重忠ノ長子ナルガ	13	12		1							0	1	
	菅テ北條時政ノ婿平賀朝雅ト惣争ス	16	0		16	10						10	6	
	朝雅其ノ餘怨ヲ樂ヘ重保父子ヲ時政ニ譲ス	19	0		19	7						7	12	
	時政モト重忠ガ頼朝ノ義後其ノ遺言ニ依リ頼家ヲ保護スルヲ見テ	29	0		29	19						19	10	
	之ヲ忌ミ事ニ依リテ之ヲ除カント欲ス	17	0		17							0	17	
	乃チ實朝ノ命ヲ以テ兵ヲ遣シテ重保ノ邸ヲ圍ム重保奮闘之ニ死ス時ニ元久二年六月二十二日	41	25		16							0	16	
	此ノ地即チ其ノ邸址ナリ	11	11		0							0	0	
	其ノ翌重忠亦偽リ誘ハレテ武蔵國ニ俣川ニ闘死ス	22	22		0							0	0	
大正十一年三月建 鎌倉町青年團	計	168	70	41.7%	98	36	21.4%	0	0.0%	0	0.0%	36	62	
25	表題 和賀江島	4	4	100.0%	0							0	0	
和賀江島	碑文 和賀トハ今ノ材木座ノ古名ニシテ	15	0		15						13	13	2	
	此ノ地住昔後木運湊ノ港タリシヨリ	16	0		16					13	13	3		
	ヤガテ今ノ名ヲ負フニ至レルナリ	15	0		15					12	12	3		
	和賀江島ハ其ノ和賀ノ港口ヲ据スル築堤ヲ言ヒ	21	10		11					7	7	4		
	今ヲ距ル六百九十餘年ノ昔	12	0		12							0	12	
	貞永元年勸進聖人住阿彌陀佛力申請ニ任セ	19	19		0							0	0	
	平盛綱之ヲ督シテ	8	0		8	8						8	0	
	七月十五日起工八月九日竣功セルモノナリ	19	14		5	5						5	0	
大正十三年三月建 鎌倉町青年團	計	125	43	34.4%	82	13	10.4%	0	0.0%	45	36.0%	58	24	
47b	表題 十一人塚	4	4	100.0%	0							0	0	
十一人塚 (改刻前当初碑)	碑文 傳ヘ言フ新田義貞ノ勇士十一人此ノ處ニ於テ討死セルガ	25	25		0							0	0	
	之ヲ葬リテ十一面観音堂ヲ建ツ塚ハ即チ其ノ蹟ナリト	25	20		5							0	5	
	其ノ勇士十一人ノ果シテ何人ナルカハ未ダ考證ヲ得スト雖モ	27	9		18							0	18	
	当年激戦ノ地ナレバトニカク譽アルツハモノ共ガ夢ノ跡ヲ弔セルモノナルベシ。	36	7		29							0	29	
												0	0	
												0	0	
大正十三年三月 鎌倉町青年團	計	113	61	54.0%	52	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	52	
47	表題 十一人塚	4	4	100.0%	0							0	0	
十一人塚	碑文 十一人塚碑	5	4		1							0	1	
	田邊松坡撰并書	7	0		7							0	7	
	元弘三年五月十九日	9	6		3			3				3	0	
	新田勢大館又次郎宗氏ヲ將トシテ極楽寺口ヨリ鎌倉ニ攻入ラントセシニ	32	25		7							0	7	
	敵中本間山城左衛門手兵ヲ率キテ大館ノ本陣ニ斬込ミ	24	0		24			22				22	2	
	為メニ宗氏主従十一人戦死セリ即遣骸ヲ	18	8		10			2				2	8	
	茲ニ瘞メ	4	4		0							0	0	
	十一面観音ノ像ヲ建テ以テ其ノ英魂ヲ弔シ	19	8		11							0	11	
	之ヲ十一人塚ト	7	4		3							0	3	
	稱セシト云フ	6	3		3							0	3	
昭和六年三月 鎌倉町青年團	計	131	62	47.3%	69	0	0.0%	27	20.6%	0	0.0%	27	42	
65	表題 下馬	2	0	0.0%	2						2	100.0%	2	
下馬	碑文 下馬	2	0		2						2	2	0	
	往昔鶴岡社參ノ武人ハ此ノ邊ニテ馬ヨリ下リ徒歩ニテ詣デタルニ因リ下馬ノ稱アリ	37	0		37							0	37	
	今ニ地名トシテ存ス此ノ地點ハ鎌倉ノ要路ニ位セルヲ以テ屢々戦場ノ巷トナリシコト古書ニ見ユ	43	0		43						17	17	26	
	尚ホ文永八年(皇紀一九三二)九月十二日蓮聖人名越ノ小菴ヨリ龍口ノ刑場ニ送ラレタマフ途上	44	0		44						38	38	6	
	鶴岡ニ向ヒ八幡大菩薩神トシテ法門ノタメ靈驗ヲ顯ハシタマヘト大音聲ニテ祈請アリシハ	40	0		40						37	37	3	
	下馬橋附近ナリト傳ヘラル	12	0		12						7	7	5	
昭和十二年三月建 鎌倉町青年團	計	178	0	0.0%	178	0	0.0%	0	0.0%	101	56.7%	101	77	

※No.47b「十一人塚」(改刻前当初碑)碑文:『指導標碑文集』鎌倉町役場より転載

## 【凡例】

- ・赤字: 指導標の題額・碑文と『新編鎌倉志』の見出し・本文で言葉・言い回しが一致する文字
- ・えんじ字: 指導標の題額・碑文と『新編鎌倉志』の見出し・本文で意味・内容が一致する文字
- ・水色地: 指導標の題額・碑文と『吾妻鏡』で言葉・言い回しが一致する文字
- ・青字: 指導標の題額・碑文と『吾妻鏡』の見出し・本文で意味・内容が一致する文字
- ・青緑地: 指導標の題額・碑文と『太平記』で言葉・言い回しが一致する文字
- ・緑字: 指導標の題額・碑文と『太平記』の見出し・本文で意味・内容が一致する文字
- ・紫地: 指導標の題額・碑文と『新編相模国風土記稿』で言葉・言い回しが一致する文字
- ・赤紫字: 指導標の題額・碑文と『新編相模国風土記稿』の見出し・本文で意味・内容が一致する文字

## **Ideological Diversity of the Activities to Commemoration Historical Sites Viewed from the Inscriptions of the “Commemorative Monuments to the Historical Site (Shisekishidou-hyou)”**

Yoichi KISHIMOTO

In this study, the author focused on the stone works called “Commemorative Monuments to the Historical Site (Shisekishidou-hyou)” that currently exist in Kamakura City, Kanagawa Prefecture. These stone monuments were built on land that is deeply associated with historical events and figures in Kamakura. They are inscribed with a brief description of said matters.

Author’s previous research clarifies that the contents of the inscriptions on the “Commemorative Monuments to the Historical Site (Shisekishidou-hyou)” were greatly influenced by the geographical descriptions “Shinpen Kamakurashi (Newly Edited Guide to Kamakura)” established in early modern times. Therefore, this paper organized cited documents other than the “Shinpen Kamakurashi” and clarifies the overall process of creating the inscriptions. Several inscriptions directly quoting documents like the “Azumakagami” and “Taiheiki,” without the “Shinpen Kamakurashi” being an intermediary presence, were confirmed. It was also made clear that the “Shinpen Sagaminokuni Fudokikou,” another early modern the geographical descriptions, played the role of complementing the “Shinpen Kamakurashi.”

Next, special cases that did not cite documents were confirmed among the inscriptions. In these special cases, the construction of “Commemorative Monuments to the Historical Site (Shisekishidou-hyou)” toward historical sites related to “Nichiren,” a priest of the Kamakura period, as well as the presence of the ideological background of “Nichirenism,” were found.

Finally, regarding the case of the reconstruction of the “Commemorative Monuments to the Historical Site (Shisekishidou-hyou) Eleven-Person Mound,” a comparison of the inscriptions on the original monument and the current monument revealed a difference in cited documents, with the “Shinpen Kamakurashi” and “Taiheiki” in regard to the original and current monuments, respectively, and it was discovered that this reconstruction had the ideological background of the “Taiheiki.”

It is believed that these cases of structures with the ideological backgrounds of Nichirenism and exaltation of the Taiheiki were found in pre-war Kamakura through “Commemorative Monuments to the Historical Site (Shisekishidou-hyou)” leading to raising the evaluation of the data quality of “Commemorative Monuments to the Historical Site (Shisekishidou-hyou)” as a way of honoring history in early modern Japan.